株 主 各 位

岡山県岡山市北区芳賀5311番地 タ ツ モ 株 式 会 社 取締役社長 池 田 俊 夫

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等(議決権行使書用紙を除く)の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

株主総会資料 掲載ウェブサイト https://d.sokai.jp/6266/teiji/

当社ウェブサイト

https://tazmo.co.jp

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR TOPICS」「株式・還元情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

東京証券取引所ウェブサイト

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「タツモ」または「コード」に当社証券コード「6266」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月27日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)において、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

[書面 (郵送) による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご送付ください。

敬具

- **1. 日 時** 2023年3月28日 (火曜日) 午前10時
- 2. 場 所 岡山県岡山市北区芳賀5301番地

テクノサポート岡山 大会議室

(裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第51期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 - 2. 会計監査人及び監査等委員会の第51期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申 し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

(スマート招集に関するお知らせ)

当社は、株主の皆様とのさらなるコミュニケーションの深化を図るために、スマートフォンなどで株主総会参考書類等の主要なコンテンツ・関連情報の閲覧や議決権行使が容易にできる「スマート招集」を導入しております。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。 https://p.sokai.ip/6266/



(新型コロナウイルスに関するお知らせ)

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り、株主総会当日のご来場をお控えいただき、インターネットまたは書面(郵送)により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、ご来場の株主様の検温を実施させていただき、発熱が確認された方や体調不良と見受けられる場合は、入場をお断りする場合がございます。 株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げま す。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年3月28日 (火曜日) 午前10時



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2023年3月27日 (月曜日) 午後5時30分入力完了分まで



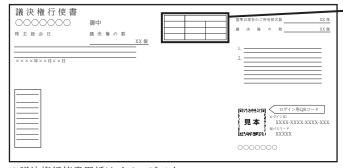
書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、切手を貼らずに ご投函ください。

行使期限

2023年3月27日 (月曜日) 午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印

第2号議案

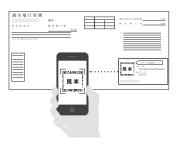
- 全員賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合
- ≫ 「否」の欄にO印
- 一部の候補者に 反対する場合
- 「**賛**」 の欄に○印をし、 ≫ 反対する候補者の番号を ご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力する ことなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を 行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入 力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

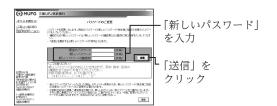
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 サイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

また、当社は、2022年2月26日に創立50周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、普通配当19円に記念配当2円を加え、当期の期末配当は1株につき21円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金21円

(うち、普通配当19円、創立50周年記念配当2円)

配当総額 311.041.878円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年3月29日

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	いけ だ とし お 池 田 俊 夫 (1956年1月3日)	1986年 2 月 当社入社 1999年 3 月 取締役営業部長 2000年 9 月 取締役液晶装置部長 2001年 3 月 常務取締役液晶装置部長 2003年 1 月 常務取締役電子機器事業本部長 兼液晶装置部長 2004年 3 月 常務取締役プロセス機器事業本部長 兼液晶装置部長 2005年 6 月 常務取締役事業本部長 2007年 3 月 代表取締役専務兼事業本部長 2011年 1 月 代表取締役社長兼事業本部長 2011年 3 月 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 龍雲亞普恩科技股份有限公司 董事長 TAZMO VIETNAM CO.,LTD. 会長 株式会社ファシリティ 代表取締役会長 龍雲(紹興) 半導体設備科技有限公司 董事長	117,800株

[選任理由]

池田俊夫氏を取締役候補者とした理由は、2011年1月より当社代表取締役社長を務め、強いリーダーシップと決断力をもって当社グループの経営を牽引しており、今後も当社グループの持続的成長と企業価値向上に寄与すると判断したためであります。

候補者 番号	ぶりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
2	さ とう やす ゆき 佐 藤 泰 之 (1965年12月13日)	1988年 4 月 当社入社 2013年 1 月 プロセス 1 事業統括 2016年 3 月 取締役事業本部副本部長 兼プロセス 1 事業統括 2019年 3 月 常務取締役事業本部長 2021年 3 月 取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) TAZMO INC. 取締役社長 株式会社ファシリティ 取締役	12,200株

[選任理由]

佐藤泰之氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる半導体製造装置での豊富な経験に基づき、事業成長 と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができる と判断したためであります。

		2002年10月 当社入社	
		2013年 1 月 プロセス 2 事業統括	
		2017年 3 月 取締役プロセス 2 事業統括	
	 そ ね やす ひろ	2019年 3 月 取締役事業本部副本部長	
3	曽 根 康 博	兼プロセス1事業統括	1,400株
	(1968年8月13日)	2021年 1 月 取締役事業本部副本部長	
		2021年 3 月 常務取締役事業本部長(現任)	
		(重要な兼職の状況)	
		龍雲(紹興)半導体設備科技有限公司 董事	

[選任理由]

曽根康博氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる液晶製造装置での豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断したためであります。

候補者 番号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
4	た が よし あき 多 賀 義 明 (1959年2月4日)	1990年10月 当社入社 2013年3月 経理部長 2019年3月 取締役経理部長(現任) (重要な兼職の状況) プレテック株式会社 監査役 上海龍雲精密機械有限公司 監事 TAZMO VIETNAM CO.,LTD. 監査役 株式会社ファシリティ 監査役	4,100株

[選任理由]

多賀義明氏を取締役候補者とした理由は、経理部での豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた事業企画等の推進及び事業戦略等の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断したためであります。

			2020年 5 月 当社入社	
١		よし くに ひさ お	総務部長	
١	5	吉國久雄	2021年 3 月 取締役総務部長 (現任)	400株
		(1965年5月23日)	(重要な兼職の状況)	
			龍雲(紹興)半導体設備科技有限公司 監事	

[選任理由]

吉國久雄氏を取締役候補者とした理由は、金融機関での豊富な経験や知見を有し、当社に入社後は法務、人事、総務など管理機能の強化を推進してきており、これらの経験と実績を活かして、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2022年12月31日現在の状況を記載しております。

(ご参考)

取締役候補者及び監査等委員である取締役のスキルマトリックス

第2号議案が承認可決された場合の取締役会・監査等委員会の構成及び専門性・経験は、以下の とおりであります。なお、以下の一覧表は、各役員が有するすべての知見を表すものではありませ ん。

氏名	企業経営	半導体・ FPD 関連技術	研究開発	営業・マーケティング	人事・ 人材開発	財務会計・ファイナンス	法務・コンプ・ライアンス
池田 俊夫	•	•	•	•	•		
佐藤 泰之	•	•	•	•	•		
曽根 康博		•	•	•			
多賀 義明						•	•
吉國 久雄					•	•	•
岡 友和						•	
藤原 準三						•	
石井 克典							•

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2020年3月25日開催の第48回定時株主総会において、年額200,000千円以内(うち社外取締役分10,000千円以内)とご承認いただき今日に至っておりますが、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300,000千円以内(うち社外取締役分10,000千円以内)とさせていただきたいと存じます。また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、本議案が承認可決された場合は、事業報告「2.(3)②イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容について、本議案に基づき改定することを予定しております。

なお、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名でありますが、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は5名となります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2020年3月25日開催の第48回定時株主総会において、年額200,000千円以内(うち社外取締役分年額10,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とご承認いただいておりますが、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額300,000千円以内(うち社外取締役分年額10,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)となります。また、2020年3月25日開催の第48回定時株主総会において、上記の取締役の報酬額とは別枠にて取締役(社外取締役、非常勤取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「BBT制度」という。)として、対象期間(連続する3事業年度)ごとに100,000,000円を上限とした資金をBBT制度に基づき設定される信託に拠出すること、役員株式給付規程に基づき付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、67,000ポイント(1ポイント当たり当社普通株式1株に換算される(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与ポイント数又は換算比率について合理的な調整を行う。)。)を上限として報酬枠を設定させていただくことについてご承認いただき、現在に至っております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、現行のBBT制度に代えて、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対して、報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といい、本制度に基づき対象取締役に付与される当社普通株式を、以下「本譲渡制限付株式」という。)を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

なお、現在の対象取締役は6名でありますが、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

- 1. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の数
- (1) 本移行措置(下記(2) に定義される。以下同じ。) 分以外

本議案に基づき、対象取締役に対して本移行措置分以外の対象取締役に付与する本譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50,000,000円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物

出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

(2) 本移行措置分

本議案をご承認いただくことを条件として、現行のBBT制度を廃止し、当該報酬額の定めに基づくポイントの付与は今後新たに行わない予定です。さらに、BBT制度に関する報酬額の定めに基づき対象取締役に付与されたポイント数(第51期事業年度に係るポイント数を含む。以下同じ。)のうち、対象取締役に対する当社普通株式の給付が未了であるもの(以下「付与ポイント」という。)につきましては、本議案についてご承認を得られることを条件として、対象取締役はその全部を放棄する予定です。

このため、当社第52期事業年度(2023年1月1日~2023年12月31日)に限り、BBT制度に代えて本譲渡制限付株式を割り当てることに係る移行措置(以下「本移行措置」という。)として、2020年3月25日開催の第48回定時株主総会においてご承認いただいた取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬枠及びBBTに係る報酬枠並びに上記(1)の報酬枠とは別枠として、本移行措置に係る本譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を支給するものとし、その総額は200,000,000円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により本移行措置分として支給される金 銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるもの とし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、付与ポイント相当分の当社普 通株式の数(68,000株)を上限とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普 通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他 譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた 場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整できるものといたします。

また、本移行措置に係る本譲渡制限付株式につきましては、対象取締役が、BBT制度に関する報酬額の定めに基づき当該対象取締役に付与されたポイント数のうち、当該対象取締役に対する当社普通株式の給付が未了であるものを全て放棄することを、当該対象取締役に対する割当ての条件といたします。

このように、本移行措置に係る本譲渡制限付株式の割当ては、過年度において対象取締役に対して付与されたBBT制度に係るポイントの放棄を伴うものであり、実質的には新たな報酬を付加するものではありません。

2. 本譲渡制限付株式の発行又は処分に伴う払込み、譲渡制限付株式割当契約に関する事項等 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物

出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(当該方針の内容は、事業報告「2.(3)②イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりでありますが、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するように変更する予定です。)その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

(2)退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当 社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場 合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社 は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあった場合、かつ下記(5)「業績条件未達成の場合の取扱い」を本割当契約に含める場合には、下記(5)において定めた業績条件を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社

子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし、当社の取締役会が予め定める業績条件を達成できなかった場合は本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社 の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合におい ては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の 開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間及び業績条件の達成状況を踏まえて合理的に定 める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。ま た、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解 除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 業績条件未達成の場合の取扱い

当社の取締役会において予め業績条件を設定した場合において、当該業績条件を達成することができなかった場合、当社は、本割当株式の全部又は一部について譲渡制限を解除せず、当該業績条件を達成することができなかったことが確定した時点以降、当社取締役会が予め決定する時期に、無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

事 業 報 告

(2022年1月1日から) (2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経営環境は、欧米などで緩やかな回復がみられるものの、新型コロナウイルス感染症の長期化やウクライナ情勢の影響により、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属する半導体業界におきましては、新型コロナウイルス感染拡大でのリモートワーク等のIT関連の販売増加による世界的な半導体不足の影響で、半導体メーカーの設備投資は堅調に推移いたしました。

このような状況のなか当社グループは、中長期的な成長に向けて、顧客ニーズに対応した装置の開発や生産活動に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は243億56百万円(前期比10.7%増)の増収となりました。利益面では、利益率の高い装置が売上計上されたことや、原価低減活動の効果により、営業利益28億6百万円(前期比34.1%増)、経常利益31億38百万円(前期比41.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益22億63百万円(前期比29.4%増)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(プロセス機器事業)

半導体装置部門につきましては、パワー半導体向け半導体装置の需要が伸びたことにより、 売上高は59億97百万円(前期比30.3%増)となりました。

搬送装置部門につきましては、顧客である半導体装置メーカーからの受注が好調であり、売上高は71億36百万円(前期比29.1%増)となりました。

洗浄装置部門につきましては、装置の検収が遅れた影響があり、売上高は28億64百万円(前期比23.2%減)となりました。

コーター部門につきましては、フラットパネルディスプレイ関連のメーカーによる設備投資が鈍化していることから、売上高は31億93百万円(前期比12.9%減)となりました。

以上の結果、プロセス機器事業の売上高は191億92百万円(前期比9.5%増)、営業利益26 億35百万円(前期比32.3%増)となりました。

(金型・樹脂成形事業)

金型・樹脂成形事業につきましては、材料費の高騰によるコスト増加の影響などにより、売上高は14億00百万円(前期比11.0%減)、営業利益11百万円(前期比86.8%減)となりました。

(表面処理用機器事業)

表面処理用機器事業につきましては、車載用を中心とするプリント基板メーカーの設備投資が比較的堅調であることから、売上高は37億63百万円(前期比29.7%増)、営業利益1億75百万円(前期比1,191.6%増)となりました。受注においては、プリント基板メーカーの設備投資は回復傾向にあり、後半にかけて大幅に増加いたしました。

- ② 設備投資の状況 特に記載すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況 当社は、2022年6月13日を払込期日とする公募増資により、1,305,000株の新株式を発行 し、15億42百万円の資金調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区	区 分		第48期 (2019年12月期)	第49期 (2020年12月期)	第50期 (2021年12月期)	第51期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売	上	高 (千円)	18,223,054	19,516,653	22,001,810	24,356,236
親会社当期	株主に帰り 利 純 科	(++141)	726,246	1,693,296	1,749,690	2,263,366
1 株当	たり当期約	純利益 (円)	54.11	126.75	132.20	162.09
総	資	産 (千円)	25,785,360	26,771,299	29,390,115	39,397,015
純	資	産 (千円)	10,337,465	11,574,457	13,574,628	17,549,262
1 株当	áたり純貨	译産額 (円)	757.95	861.89	1,009.36	1,188.11

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき 算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を 控除して算出しております。
 - 2. 1株当たり情報の算定に用いられた期末発行済株式数及び期中平均株式数は、従業員株式給付信託 (J-ESOP) 及び役員株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期末発行済株式数 262,500株 1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期中平均株式数 265,241株

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
プレテック株式会社	30,000千円	100.0%	精密金型、樹脂成形品の製造・販売
TAZMO INC.	100千米ドル	100.0%	プロセス機器の販売
上海龍雲精密機械有限公司	2,750千米ドル	100.0%	樹脂成形品の製造・販売
TAZMO VIETNAM CO.,LTD.	8,250千米ドル	89.2%	プロセス機器の設計・製造・販売
龍雲亞普恩科技股份有 限 公 司	10,000千台湾ドル	100.0%	プロセス機器の販売、アフターサー ビス
株式会社ファシリティ	203,860千円	100.0%	プリント基板めっき装置の開発・製 造・販売
龍雲(紹興)半導体設備科技 有 限 公 司	3,000千米ドル	100.0%	プロセス機器の製造・販売、アフタ ーサービス

(注) 2022年7月15日付で龍雲(紹興)半導体設備科技有限公司を設立したことにより、重要な子会社として記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、当社グループの属している半導体業界では、微細化への対応や多岐にわたる技術の採用に応える必要があります。そのためユーザーのニーズに対応した半導体製造装置や搬送装置などの当社製品を、タイムリーに供給できる体制が必要となります。これらに対して当社グループは、設計の見直しや生産管理の徹底により短納期を実現し、ベトナムなど海外子会社の生産体制を活用して一層のコストダウンを図ってまいります。

企業価値の向上を図るため、CSR(企業の社会的責任)を重視した経営が不可欠と認識し、コーポレート・ガバナンス並びにその基盤となる内部統制システムの更なる強化に向けた取組みを推し進め、より透明性の高い経営に努めてまいります。

当社グループにおきましては、2022年2月14日に発表いたしました「タツモグループ中期経営計画(TAZMO Vision 2024)」に基づき事業を展開してまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大でのリモートワーク等のIT関連の販売増加による世界的な半導体不足の影響で、半導体メーカーの設備投資が堅調に推移し、2022年12月期は売上高、利益ともに計画を上回ることができました。また、2023年12月期においても、電気自動車向けや家電製品、電気器具に安定した電源を供給するインバータ等のパワー半導体の需要拡大に伴い、パワー半導体メーカーの積極的な設備投資が継続されると予想していることから、2023年12月期以降の目標値に変更が生じる状況となっております。当社グループといたしましては2022年12月期の結果と現在の経営環境を踏まえ、現行の中期経営計画を見直し、新たに「タツモグループ中期経営計画(TAZMO Vision 2025)」を策定し、継続的な売上拡大、利益拡大に努めてまいります。

当社グループは財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を重要課題の一つとして位置付けております。内部留保資金は研究開発や財務体質の強化に充当しながら、業績、今後の事業計画、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本として、配当性向20%の実現を目指してまいります。

(**5**) **主要な事業内容** (2022年12月31日現在)

	事		業		内		容		主	要	製	品	
プ	口	セ	フ	、	幾	器	事	業	半導体製造装置、	液晶製造装置、	搬送装置、洗浄装置		
金	型	•	樹	脂	成	形	事	業	精密金型、樹脂成	成形品、エンボス	スキャリアテープ		
表	面	処	理	用	機	器	事	業	プリント基板めっ	き装置			

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)

当 社	本社	岡山市北区
当 社	工場	岡山県井原市
東 京 営 業 所	営 業 所	東京都新宿区
プレテック株式会社	本社及び工場	岡山県井原市
TAZMOINC.	本社	アメリカ カリフォルニア州 フリーモント市
上海龍雲精密機械有限公司	本社及び工場	中国 上海市
TAZMO VIETNAM CO.,LTD.	本社及び工場	ベトナム ロンアン省 カンジュオック県
龍雲亞普恩科技股份有限公司	本社	台湾 新竹縣 竹北市
株式会社ファシリティ	本社	神奈川県相模原市
龍雲(紹興)半導体設備科技有限公司	本社及び工場	中国 浙江省 紹興市

⁽注) 2022年7月15日付で龍雲(紹興)半導体設備科技有限公司を設立しております。

(**7**) **使用人の状況** (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使	用	人	数	前年度末比増減数
プロセス機器事業			650名	(100名)	- (19名増)
金型・樹脂成形事業			147名	(20名)	12名減 (2名増)
表面処理用機器事業			241名	(5名)	15名増 (1名増)
全社(共通)			67名	(30名)	3名増(7名増)
合 計			1,105名	(155名)	6 名増(29名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループ への出向者を含む)であり、臨時雇用者(パートタイマー、派遣社員を含む)は() 内に年間の平 均人員を外数で記載しております。
 - 2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。
 - 3. 当連結会計年度において臨時雇用者数 (パートタイマー、派遣社員を含む) が29名増加しております。これはタツモ株式会社で27名増加したことが主な要因であります。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前年度末比増減	数平	均	年	齢	平	均	勤	続 年	E 数	Ż
	364名	(122名	子)	10名増 (27名増)			45.3	裁				16.7	年	

(注) 使用人数は就業員数(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者(パートタイマー、派遣社員を含む)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

	借入				4	七		借	入	額			
株	式		会	社	:	中	国	金	艮	行			3,606,814千円
株	式	会	Ť	社	み	ず	ほ		銀	行			2,099,820千円
株	定	会	社	Ξ	菱	U	F	J	銀	行			1,583,426千円
株	迁	会	生	商	工業	组 合	中	央	金	庫			632,630千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) **株式の状況** (2022年12月31日現在)

① 発行可能株式総数

40,800,000株

② 発行済株式の総数(自己株式を含む)

14,813,300株

2022年6月13日を払込期日とする公募増資により、1,305,000株の新株式を発行し、発行 済株式の総数は14,813,300株となりました。

③ 株主数(自己株式を含む)

4.589名

④ 大株主(上位10名)

株主名	Í	持	株	数	持	株	比	率
株 式 会 社 大 江	屋		2,235,00	00株			15.	0%
日本マスタートラスト信託銀行株式 (信託10円	会社)		1,901,30	00株			12.	8%
株式会社日本カストディ銀行(信託	口)		1,103,60	00株			7.	4%
弘 塑 科 技 股 份 有 限 公	司		700,00	00株			4.	7%
HSBC BANK PLC A/C M ANI) G		524,60	00株			3.	5%
NOMURA PB NOMINEES LIMI OMNIBUS – MARGIN (CASH			435,90	00株			2.	9%
野村信託銀行株式会社(投信	口)		395,40	00株	2.6%			6%
STATE STREET LONDON C. OF STATE STREET BANK A TRUST, BOSTN SSBTC A/C LONDON BRANCH CLIEN UNITED KINGD		335,40	00株			2.	2%	
BNP PARIBAS LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOU FUNDS / UCITS ASSE	JRG		315,00	00株			2.	1%
中銀リース株式会	社		304,50	00株			2.	0%

- (注) 1. 持株比率は自己株式数(1.782株)を控除して算出しております。
 - 2. 自己株式には役員株式給付信託(BBT)及び従業員株式給付信託(J-ESOP)の導入に際して設定し た資産管理サービス信託銀行株式会社(現 株式会社日本カストディ銀行)(信託E口)が保有する 当社株式262.500株を含んでおりませんが、連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処 理しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池 田	俊 夫	TAZMO VIETNAM CO.,LTD. 会長 龍雲亞普恩科技股份有限公司 董事長 株式会社ファシリティ 代表取締役会長 龍雲(紹興)半導体設備科技有限公司 董事長
取締役副社長	佐藤	泰 之	TAZMO INC. 取締役社長 株式会社ファシリティ 取締役
専務取締役	亀 山	重 夫	管理本部長 プレテック株式会社 取締役 上海龍雲精密機械有限公司 董事長 株式会社ファシリティ 専務取締役
常務取締役	曽 根	康博	事業本部長 龍雲(紹興)半導体設備科技有限公司 董事
取 締 役	多 賀	義明	経理部長 プレテック株式会社 監査役 上海龍雲精密機械有限公司 監事 TAZMO VIETNAM CO.,LTD. 監査役 株式会社ファシリティ 監査役
取 締 役	吉 國	久 雄	総務部長 龍雲(紹興)半導体設備科技有限公司 監事
取 締 役 (監査等委員)	岡	友 和	岡公認会計士・税理士事務所 所長 イースト・サン監査法人 社員
取 締 役 (監査等委員)	藤原	準 三	藤原準三税理士事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	石 井	克 典	石井克典法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏は、社外取締役であります。
 - 2. 取締役(監査等委員) 岡 友和氏及び藤原準三氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・取締役(監査等委員)岡 友和氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
 - ・取締役(監査等委員)藤原準三氏は、税理士の資格を有しております。
 - 3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を専属で担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

4. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。

(2022年7月15日付の異動)

- ・池田俊夫氏は、龍雲(紹興)半導体設備科技有限公司の董事長に就任いたしました。
- ・曽根康博氏は、龍雲(紹興)半導体設備科技有限公司の董事に就任いたしました。
- ・吉國久雄氏は、龍雲(紹興)半導体設備科技有限公司の監事に就任いたしました。
- 5. 当社は、取締役(監査等委員)岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月18日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。 当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、 答申を受けております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長池田俊夫が、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた個人評価賞与の額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責などに応じて他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

改定時期は毎年4月を基本とするが、毎年の改定を前提とするものではない。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、毎年12月31日における全ての当社取締役(社外取締役を除く)に対し、直前期の利益の状況を示す指標を基礎とした客観的な算定方法により定まる利益連動賞与及び個人評価賞与を現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値及び算定方法の詳細は、次のとおりであり、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとする。算定の基礎となる利益指標は、連結の業績連動報酬等控除前の営業利益とする。また、算定時の連結営業利益は1億円未満を切り捨てた金額とし、各取締役への支給額は、

10万円未満は切り捨てた金額とする。なお、利益連動賞与の総額の総支給額は60百万円、個人評価賞与の支給総額は10百万円を上限とする。

利益連動賞与の総額=連結営業利益×2.0%(支給係数)

2022年度における業績連動報酬に係る指標の実績は次のとおりであります。

2.944百万円 (業績連動報酬等控除前の連結営業利益)

C. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬(役員株式給付信託)とし、中長期的な業績向上による株式価値に連動したインセンティブの付与を行うため、毎年1月から12月までの期間における役務の対価として、当社取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く)に対し、直前期の利益の状況を示す指標を基礎とした客観的な算定方法により定まる数の株式または金銭を毎年一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値、給付算定方法、給付の時期、条件の決定などは、「役員株式給付規程」に記載のとおりとし、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとする。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役個人別の報酬等の内容を決定することを基本方針とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた個人評価賞与の額の決定とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、各取締役の役割、貢献度、業績の評価などを考慮して、指名・報酬委員会により審議されたうえで、答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長が、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

	報酬等の総額	報酬等	の種類別の総額	(千円)	対象となる	
区分	(千円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数	
取締役(監査等委員を除く)	210,176	117,600	61,700	30,876	6名	
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0名)	
取締役 (監査等委員)	12,000	12,000	_	_	3名	
(うち社外取締役)	(12,000)	(12,000)	(-)	(-)	(3名)	
合 計	222,176	129,600	61,700	30,876	9名	
(うち社外取締役)	(12,000)	(12,000)	(-)	(-)	(3名)	

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第48回定時株主総会において、年額200,000千円以内(うち社外取締役分10,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は6名であります。
 - 3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第48回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名であります。
 - 4. 上記取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、業績に対する経営責任を明確にする観点から、固定的な報酬の他に業績連動の報酬として利益連動賞与57,800千円及び個人評価賞与3,900千円を含めております。
 - 5. 上記取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、2017年3月29日開催の第45回定時株主総会及び2020年3月25日開催の第48回定時株主総会において決議いただいた役員株式給付信託制度による当事業年度における役員株式給付引当金繰入額(30,876千円)を含めております。なお、役員株式給付信託制度につきましては、上記2. で記載の報酬とは別枠で決議いただいております。
 - 6. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結の業績連動報酬等控除前の営業利益であり、2022年度における実績は2,944百万円であります。当該指標を選択した理由は、当社業績及び株式価値の連動性をより明確にし、業績向上と企業価値を高めること及び株主との価値共有を進めることを目的に直前期の利益を示す指標を基礎として役位毎のポイント数と業績評価係数を乗じて算定しております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役(監査等委員)岡 友和氏は、岡公認会計士・税理士事務所の所長及びイースト・サン監査法人の公認会計士であります。当社は岡公認会計士・税理士事務所及びイースト・サン監査法人とは特別の関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員)藤原準三氏は、藤原準三税理士事務所の所長であります。当社は藤原準三税理士事務所とは特別の関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員)石井克典氏は、石井克典法律事務所の所長であります。当社は石 井克典法律事務所とは特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏		名	主	な	活	動	状	況
取 締 役 (監査等委員)	岡	友	和	当事に開発を開発を開発を開発を開発を開発を開始を開発を開始を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を	して性 大ので 性 は に に に に に に に に に に に に に	的見地から 性を い で で で で で で で で で で で で で で で 、 っ で そ で 、 っ で が で 、 っ で が る だ る だ る だ る た だ る た る た 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	の、取締役を るための たの経理ショ おります。 取締役会の	会において 発言を近っ ステム・内部 の意思決定	、取締役会の ております。 に内部監査に 3統制について
取 締 役 (監査等委員)	藤	原 準	Ξ	当事に開発を受ける。 当事にはため、 一般のでは、 一般ので	しました。 専門正性を 会にお言を を行うな	地から、取 確保する て、当社の 行っており ど、取締役	双締役会に ための発言)経理シス・)ます。税)よの意思	おいて、取言を行ってに まを行っびに テム・財務の 決定の	は締役会の意思 おります。ま 内部監査につ こついて専門的
取 締 役 (監査等委員)	石	井 克	典	当事業年度に開全でに開発では出るという。 当事業年度に開発では出るという。 当性を対策で、監査の要な必要なが、 でのでは、 でんが、 でんが、 でんが、 でんが、 でんが、 でんが、 でんが、 でんが	しました。 専門正性を 適にお行る 会言、取締役	地から、取 確保する て、おります 会の意思 <i>決</i>	双締役会に ための発言 コンプラー。 法務に そ定の妥当	おいて、取言を行って イアンス体 ついて専門	A締役会の意思 おります。ま 制等について 的な観点から

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称

有限責任監査法人 トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等 の額はこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
 - ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- ① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要 当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制基本方針」(2020年3月25日改訂)を決議しております。その概要は以下のとおりであります。
- 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ・企業行動憲章を制定し、全役職員が法令遵守及び社会倫理に遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - ・コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、 監査等委員会、内部監査室、会計監査人等と連携し全社横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握及び役職員の研修教育等を行う。
 - ・法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。その設置場所は内部監査室とし、情報を受けた場合、内部監査室長は、情報の内容をすみやかにコンプライアンス委員会に報告するものとする。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下文書等という)に記録し、保存する。取締役(監査等委員である取締役含む)は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・コンプライアンス、環境、災害、品質、情報、輸出管理等に係るリスクについては、各担当 部署または各委員会において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成 等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとす る。
 - ・新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。 また、リスクの内容によりすみやかに情報開示を行うものとする。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・職務権限・意思決定ルールを策定する。
 - ・取締役及び部長(取締役会が指名する者を含む)を構成員とする部門長会議を設置する。
 - ・取締役会による中期経営計画及び予算の策定を行い、ITを活用した業績管理を実施する。
 - ・取締役会及び部門長会議による月次業績のレビューと改善策を実施する。
- 5. 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ各社の担当部署を当社の経営企画室に設置し、当社及びグループ各社間での協議、 情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
 - ・当社の代表取締役社長及びグループ各社の社長は、業務の適正を確保する内部統制の確立と 運用の権限と責任を有する。
 - ・当社の監査等委員会及び内部監査室並びに会計監査人は、当社及びグループ各社の監査を実施し、業務の適正を確保するための改善策の指導、支援、助言等を行う。
- 6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する事項並びにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に 関する事項
 - ・監査等委員会は、当社及び各グループ各社内から使用人を監査業務のため任命できるものと し、監査等委員会より監査業務の命令を受けた使用人は、取締役、所属長等の指揮命令を受

けないものとし、人事異動などについては事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

- 7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ・取締役及び子会社取締役は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等についてすみやかに報告するものとする。
 - ・内部監査室は、内部監査の状況及びコンプライアンス・ホットラインによる通報状況並びに 内容をすみやかに監査等委員会に報告する。
 - ・使用人及び子会社使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を直接監査 等委員会に報告することができるものとする。
 - ・報告者等が相談または報告したことを理由として、報告者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行わないものとする。
 - ・報告者等が相談または報告したことを理由として、報告者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執るものとする。 また、報告者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則等に従って処分を課するものとする。
- 8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員会と代表取締役社長との定期的な意見交換会の設定をするとともに、監査等委員 は主要な会議等に出席し、いつでも取締役及び使用人に対しその説明を求めることができ る。

また、監査等委員会はいつでも当社の顧問弁護士、公認会計士等から、監査業務に関する助言を得ることができるものとする。

- ・監査等委員が弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める、または調査、 鑑定その他の事務を委託するなどの場合の所要の費用の支出について、必要でないと認められる場合を除きすみやかに承認するものとする。
- 9. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
 - ・当社及びグループ会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制 の基本方針に基づき、グループ会社各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備 し、運用する。
- 10. 反社会的勢力の排除に向けた体制
 - ・当社及びグループ会社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に 対してこれを排除し、これらの勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。
 - ・反社会的勢力に属すると思われる者から接触を受けた場合は、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門家の協力を要請し、組織的な対応を行うものとする。
 - ・反社会的勢力への対応所管部署は総務部があたり、警察等の外部専門機関と連携し、反社会 的勢力に関する情報収集とその管理を行う。
- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

経営及び業務執行の健全かつ適切な運営の強化のため、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しております。

業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査等委員会への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査等委員及びすべての従業員が情報共有するとともに、重要なリスクについて経営のマネジメントサイドの中で統制し、リスクの低減を図っております。

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	31,905,581	流 動 負 債	18,463,365
現金及び預金	5,141,311	支払手形及び買掛金	1,725,959
		電子記録債務	4,350,479
受取手形及び売掛金	4,496,041	短 期 借 入 金 リ ー ス 債 務	5,279,474
電子記録債権	1,869,262	未払金	8,666 1,585,551
商品及び製品	62,670	未払法人税等	505,697
仕 掛 品	13,032,935	契 約 負 債	3,691,848
原材料及び貯蔵品	4,888,049	賞 与 引 当 金	318,104
そ の 他		製品保証引当金株式給付引当金	301,542
	2,415,311	株 式 給 付 引 当 金 有償支給取引に係る負債	5,751 577,364
固定資産	7,491,434	有領又結取引に係る貝領 そ の 他	112,925
有 形 固 定 資 産	6,267,785	固定負債	3,384,387
建物及び構築物	3,617,831	長期借入金	2,643,216
機械装置及び運搬具		リース債務	10,267
	791,135	繰 延 税 金 負 債	25,618
工具、器具及び備品	303,396	株式給付引当金	251,593
土 地	1,291,426	役員退職慰労引当金 役員株式給付引当金	21,177
リース資産	9,366	役員株式給付引当金退職給付に係る負債	122,187 66,417
	228,147	資産除去債務	171,580
		そ の 他	72,329
その他	26,481	負 債 合 計	21,847,753
無形固定資産	198,175	(純資産の部)	
ソフトウェア	138,991	株 主 資 本 資 本 金	16,643,947 3,495,400
その他	59,184	資 本 金	3,495,400 3,430,855
投資その他の資産	1,025,472	利 益 剰 余 金	10,151,848
投資有価証券	401,948	自 己 株 式	△434,156
		その他の包括利益累計額	642,020
操 延 税 金 資 産	212,650	その他有価証券評価差額金	150
そ の 他	415,450	為 替 換 算 調 整 勘 定 非 支 配 株 主 持 分	641,870 263,294
貸 倒 引 当 金	△4,576	<u>并又癿林王持刀</u> 純 資 産 合 計	17,549,262
資 産 合 計	39,397,015	負債・純資産合計	39,397,015

連結損益計算書

(2022年1月1日から) 2022年12月31日まで)

(単位:千円)

	科			目		金	額
売		上		高			24,356,236
売		上	原	価			17,028,216
	売	上	総	[]	益		7,328,020
販	売 費	及 び -	- 般 管 理	費			4,521,562
営		業	利	益			2,806,458
営	業	外	収	益			
	受	取	利		息	13,824	
	補	助	金	ζ	入	6,357	
	為	替	差		益	330,711	
	そ		0		他	36,440	387,334
営	業	外	費	用			
	支	払	利		息	31,693	
	株	定	交	ţ	費	12,511	
	そ		\mathcal{O}		他	10,709	54,914
経		常	利	益			3,138,878
特		別	利	益			
	固	定 資	産 売	却	益	64,999	64,999
税	金 等	調整前	当 期 純 和	引 益			3,203,878
ì	去 人 税	、住民	品税及び	事 業	税	643,977	
Ì.	去 人	税	等 調	整	額	263,293	907,270
当	期	純	利	益			2,296,607
非	支配株	主に帰属す	する当期純	利益			33,240
親:	会社株	主に帰属す	する当期純	利益			2,263,366

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から) 2022年12月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年1月1日 残高	2,724,067	2,659,522	8,104,586	△446,249	13,041,925
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	771,333	771,333			1,542,666
剰余金の配当			△216,104		△216,104
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,263,366		2,263,366
自己株式の取得				△48	△48
自己株式の処分				12,141	12,141
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					_
連結会計年度中の変動額合計	771,333	771,333	2,047,261	12,093	3,602,021
2022年12月31日 残高	3,495,400	3,430,855	10,151,848	△434,156	16,643,947

	その他	の 包 括 利 益	累計額		
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為 替 換 算調 整 勘 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	非支配株主持分	純資産合計
2022年1月1日 残高	300	318,211	318,512	214,190	13,574,628
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行			_		1,542,666
剰余金の配当			_		△216,104
親会社株主に帰属する当期 純 利 益			_		2,263,366
自己株式の取得			_		△48
自己株式の処分			_		12,141
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△150	323,658	323,508	49,103	372,611
連結会計年度中の変動額合計	△150	323,658	323,508	49,103	3,974,633
2022年12月31日 残高	150	641,870	642,020	263,294	17,549,262

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - (1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数

12社

② 主要な連結子会社の名称

プレテック株式会社 株式会社ファシリティ

TAZMO INC.

上海龍雲精密機械有限公司

TAZMO VIETNAM CO.,LTD.

龍雲亞普恩科技股份有限公司

龍雲(紹興)半導体設備科技有限公司

③ 連結の範囲の変更

当連結会計年度から、新規に設立しました龍雲(紹興)半導体設備科技有限公司を連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度末と一致しております。

- (3) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

1月29年1日77日 (1771年)

口. 棚卸資産

・商品及び製品・仕掛品

主として個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方

法により算定しております。)

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降 に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用してお ります。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

8年~45年

機械装置及び運搬具

5年~11年

口. 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能 期間 (5年) に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用して おります。

- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金
 - 口. 賞与引当金
 - ハ. 製品保証引当金
 - 二. 株式給付引当金
 - ホ. 役員退職慰労引当金
 - へ. 役員株式給付引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能 性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を期間に基づき計上しております。

製品の保証期間に基づく、メンテナンス及び交換に伴う支出に備えるため、保証期間内の無償サービス費用見積額を計上しております。

従業員向け株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員の退職慰労金の支出に備えるため、国内の連結子会社は、内規 に基づく期末要支給額を計上しております。

取締役向け役員株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約の識別

ステップ2:履行義務の識別ステップ3:取引価格の算定

ステップ4:取引価格の履行義務への配分

ステップ5:履行義務の充足による収益の認識

当社グループは「プロセス機器事業」において半導体製造装置、搬送装置、洗浄装置、液晶製造装置の製造販売、「金型・樹脂成形事業」において精密金型、樹脂成形品、エンボスキャリアテープの製造販売、「表面処理用機器事業」においてプリント基板用めっき処理装置の製造販売を行っております。また、製品に関連した保証、修理・保守等のサービスも提供しております。

製品の販売については、主に顧客への引渡の際に据付を要する製品については据付が完了し顧客の検収が完了した時点、また、据付を要しない製品については納品時点に、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。

サービスの提供については、サービス提供完了時点に顧客の検収作業が行われる場合には、当該時点に履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。なお、当社は確定拠出年金制度を採用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(4) 追加情報

① 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社及び国内子会社は、従業員の帰属意識を醸成することや株価及び業績向上への意欲を高めることを目的として、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。

イ. 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及び国内子会社の従業員に対し、当社株式を給付する仕組みです。

当社及び国内子会社は従業員に対して、個人の貢献度等に応じたポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対して給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

口. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は325,589千円、株式数は203,800株であります。

② 業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く)に対し、中長期にわたる業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、取締役に対する株式報酬制度「役員株式給付信託(BBT)」を導入しております。

イ. 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の取締役に対し、当社株式を給付する仕組みであります。

当社は取締役に対して、役員株式給付規程に従いポイントを付与し、原則として退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。取締役に対して給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

口. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は107,431千円、株式数は58,700株であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。詳細は「連結注記表1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(3)会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基 準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、 すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありませんが、「契約負債」は3,691,848千円増加しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「連結注記表 6. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 棚卸資産の評価
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品 仕掛品 62,670千円 13,032,935千円

原材料及び貯蔵品

4.888.049千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。なお、正味売却価額の見積りは売価から見積追加製造原価等を控除して算定しております。また、営業循環過程から外れた長期滞留品については規則的に帳簿価額を切下げ、当該切下げ額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。これらの見積りには不確実性を伴うため、見積追加製造原価等と実績との間に乖離が生じた場合は、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

- (2) 繰延税金資産の同収可能性
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

212.650千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異についてスケジューリングを行い、事業計画に基づく将来課税所得の見積りにより 回収が見込まれると判断した金額に基づき繰延税金資産を計上しております。当該見積りは、将来の不 確実な経済状況の変動などの影響を受けるため、実際に発生した課税所得が見積りと異なった場合、翌 連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大については、その収束時期等を正確に予測することが 困難な状況でありますが、その影響は限定的であり、翌連結会計年度以降も同程度の影響が継続すると の仮定のもと、会計上の見積りに重要な影響はないものとして会計処理しております。新型コロナウイ ルス感染症の急拡大や長期化するなど上記仮定に変化が生じた場合には、当社グループの業績に影響を 与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

8.164.919千円

(2) 連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休業日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末日残高に含まれております。

受取手形電子記録傳播

396千円 42.051千円

電子記録債権

(3) 当社及び子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額

5,285,780千円

借入実行残高

3,900,000千円

差引残高

1,385,780千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株	式	の種	類			当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普	通	株	式	13,508,300	1,305,000	_	14,813,300

(注)発行済株式の総数の増加は、公募増資による新株式発行1,305,000株による増加分であります。

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

株	式(の種	類		当連結会計年度増加株式数(株)		当連結会計年度 末の株式数(株)
普	通	株	江	271,849	33	7,600	264,282

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、従業員株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式203,800株及び役員株式給付信託(BBT)が保有する当社株式58,700株が含まれております。
 - 2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取33株による増加分であります。
 - 3. 自己株式の数の減少は、従業員株式給付信託 (J-ESOP) の給付7,600株による減少分であります。
 - (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 金	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	216,104千円	16円	2021年12月31日	2022年3月28日

- (注)配当金の総額には、従業員株式給付信託 (J-ESOP) 及び役員株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式270.100株が含まれております。
 - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 金	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	311,041千円	21円	2022年12月31日	2023年3月29日

(注) 配当金の総額には、従業員株式給付信託 (J-ESOP) 及び役員株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式262.500株が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、売上債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、下表には含まれておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金(一年内返済予定の長期借入金を除く)、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1) 投資有価証券	761	761	-
(2) 長期借入金 (一年内返済予定含む)	(4,022,690)	(3,993,019)	△29,670

負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	401,186

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算 定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位:千円)

VA	時価										
[レベル 1	レベル 2	レベル3	合計							
投資有価証券											
株式	761	_	_	761							

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位:千円)

▽△	時価									
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計						
長期借入金 (一年内返済予定含む)	_	3,993,019		3,993,019						

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金 (一年内返済予定含む)

長期借入金 (一年内返済予定含む) の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しておりますが、観察不能なインプットが時価に与える影響は軽微であることから、レベル2の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,188円11銭

(2) 1株当たり当期純利益

162円09銭

(注) 1株当たり情報の算定に用いられた期末発行済株式数及び期中平均株式数は、従業員株式給付信託 (J-ESOP) 及び役員株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期末発行済株式数 1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期中平均株式数 262,500株 265,241株

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

報告セグメントごとの売上高は、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、収益の分解情報として表示しております。

(単位:千円)

		報告セグメント				連結損益計算書
	プロセス機器	金型・樹脂成形	表面処理用機器	合計	調整額	
	事業	事業	事業		デ上額 97,578 - 5,997,5 36,578 - 7,136,5 64,595 - 2,864,5 93,956 - 3,193,9 90,275 - 1,400,2 63,251 - 3,763,2	日上版
売上高						
半導体装置	5,997,578	_	_	5,997,578	_	5,997,578
搬送装置	7,136,578	_	_	7,136,578	_	7,136,578
洗浄装置	2,864,595	_	_	2,864,595	_	2,864,595
コーター	3,193,956	_	_	3,193,956	_	3,193,956
金型・樹脂成形	_	1,400,275	_	1,400,275	_	1,400,275
表面処理用機器	_	_	3,763,251	3,763,251	-	3,763,251
顧客との契約から	19,192,709	1,400,275	3,763,251	24,356,236	_	24 356 236
生じる収益	19,192,709	1,400,273	3,703,231	24,330,230		24,330,230
その他の収益	_	_	_	_	_	_
外部顧客への	19,192,709	1,400,275	3,763,251	24,356,236	_	24,356,236
売上高						
セグメント間の	326,432	210,088	632	537,153	△537,153	-
内部売上高又は						
振替高						
計	19,519,141	1,610,364	3,763,884	24,893,390	△537,153	24,356,236

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表1.連結計算 書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(3)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基 準」に記載のとおりであります。

9. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表 (2022年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	25,745,657	流 動 負 債	16,722,444
現金及び預金	1,828,812	支 払 手 形	71,891
受 取 手 形	89,463	電子記録債務	4,109,998
電子記録債権	1,714,475	買 掛 金	1,213,477
売 掛 金	3,806,145	短期借入金	3,900,000
仕 掛 品	11,170,771	一年内返済予定の長期借入金	1,372,752
原材料	3,066,798	リース債務 未 払 金	6,671
が 初 他 そ の 他	4,069,190		1,350,835
	8,030,189	未 払 法 人 税 等 契 約 負 債	316,882 3,491,404
		賞 与 引 当 金	80,163
有形固定資産	4,410,324	製品保証引当金	193,839
建物	2,522,145	株式給付引当金	3,195
構築物	52,664	有償支給取引に係る負債	576,777
機 械 及 び 装 置	234,117	そ の 他	34,556
車 両 運 搬 具	268	固 定 負 債	3,035,120
工具、器具及び備品	231,571	長 期 借 入 金	2,643,216
土 地	1,227,028	リース債務	2,177
リース資産	8,372	株式給付引当金	198,090
建 設 仮 勘 定	134,156	役員株式給付引当金	122,187
無形固定資産	162,098	資 産 除 去 債 務	5,513
ソフトウェア	106,076	そ の 他	63,934
その他	56,021	負債合計	19,757,564
投資その他の資産	3,457,767	(純 資 産 の 部) 株 主 資 本	14,018,282
投資 有 価 証 券	401,186		3,495,400
1		資本剰余金	3,414,836
	842,433	資本準備金	3,009,558
関係会社出資金	1,204,806	その他資本剰余金	405,278
出資金	12,921	利益剰余金	7,542,202
関係会社長期貸付金	1,015,561	その他利益剰余金	7,542,202
繰 延 税 金 資 産	227,583	繰越利益剰余金	7,542,202
そ の 他	24,215	自 己 株 式	△434,156
貸 倒 引 当 金	△270,940	純 資 産 合 計	14,018,282
資 産 合 計	33,775,847	負債・純資産合計	33,775,847

損益計算書

(2022年 1 月 1 日から) 2022年12月31日まで)

(単位:千円)

		科					目		金	額
	売				上		高			17,591,789
	売			上	原		価			12,481,766
		売		上	総	禾	[]	益		5,110,022
	販	売	費	及び	一般	管理	費			3,062,171
	営		1	業	利		益			2,047,850
	営		業	:	外	収	益			
		受		取		利		息	13,370	
		受		取	配	= 7	Í	金	104,956	
		受		取	賃	复	Ĭ	料	54,673	
		補		助	金	1[7	Z	入	949	
		為		替	:	差		益	68,850	
		貸	倒	引	当金	金 戻	入	額	36,596	
		そ			0)			他	6,032	285,428
	営		業	:	外	費	用			
		支		払		利		息	28,609	
		社		債		利		息	199	
		賃		貸		費		用	17,301	
		株		式	交	个	t	費	12,511	
		そ			0)			他	120	58,742
1	経			常	利		益			2,274,536
	特			別	利		益			
		固	定			売	却	益	64,999	64,999
	税	引	前			純利				2,339,536
	注			、住		及び	事 業	税	378,126	
	浸	Ė.	人	税	等	調	整	額	277,735	655,862
	当		期	i	純	利	益			1,683,673

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から) 2022年12月31日まで)

(単位:千円)

		株			主					資			本				
		Ĭ		資本			剰					余				金	
	資	本 金	資	本	準	備	金	そ資	本	の剰	余	他金	資合	本	剰	余	金 計
2022年1月1日 残高		2,724,067			2,2	238,2	225	405,278							2,	643,	503
事業年度中の変動額																	
新 株 の 発 行		771,333			7	71,3	333						771,3				333
剰 余 金 の 配 当																	-
当 期 純 利 益																	-
自己株式の取得																	-
自己株式の処分																	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)																	-
事業年度中の変動額合計		771,333			7	71,3	333					_				771,	333
2022年12月31日 残高		3,495,400			3,0	09,5	558				105,2	278			3,	414,	836

	株	主	資	本	
	利 益 剰 余 金				
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本	純資産合計
	繰越利益乗余金	合 計			
2022年1月1日 残高	6,074,632	6,074,632	△446,249	10,995,953	10,995,953
事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行		_		1,542,666	1,542,666
剰 余 金 の 配 当	△216,104	△216,104		△216,104	△216,104
当 期 純 利 益	1,683,673	1,683,673		1,683,673	1,683,673
自己株式の取得		_	△48	△48	△48
自己株式の処分		_	12,141	12,141	12,141
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		_		_	_
事業年度中の変動額合計	1,467,569	1,467,569	12,093	3,022,329	3,022,329
2022年12月31日 残高	7,542,202	7,542,202	△434,156	14,018,282	14,018,282

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方 法により算定しております。)

原材料

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方 法により算定しております。)

- (2) 固定資産の減価償却方法
 - ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後 に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用して おります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

8年~38年

機械装置

5年~11年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能 期間(5年)に基づいております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用して おります。

③ リース資産

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

② 賞与引当金

③ 製品保証引当金

④ 株式給付引当金

⑤ 役員株式給付引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能 性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を期間に基づき計上 しております。

製品の保証期間に基づく、メンテナンス及び交換に伴う支出に備え るため、保証期間内の無償サービス費用見積額を計上しておりま

従業員向け株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当 事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しておりま

取締役向け役員株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるた め、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上して おります。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社では、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約の識別

ステップ2:履行義務の識別

ステップ3:取引価格の算定

ステップ4:取引価格の履行義務への配分

ステップ5:履行義務の充足による収益の認識

当社では「プロセス機器事業」において半導体製造装置、液晶製造装置、搬送装置、洗浄装置の製造販売、「金型・樹脂成形事業」において精密金型、樹脂成形品、エンボスキャリアテープの代理店販売を行っております。また、製品に関連した保証、修理・保守等のサービスも提供しております。

製品の販売については、主に顧客への引渡の際に据付を要する製品については据付が完了し顧客の検収が完了した時点、また、据付を要しない製品については納品時点に、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。

サービスの提供については、サービス提供完了時点に顧客の検収作業が行われる場合には、当該時点に履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

当社は、当社が取引の当事者であるか、代理人であるかを、約束した財又はサービスを顧客に移転する前に当社が支配しているか否かで判断し、その判断に際しては、契約ごとに以下の指標を考慮しております。

- ・財又はサービスを提供する約束の履行について、主たる責任を有している。
- ・財又はサービスを顧客に移転する前、または顧客への支配の移転の後に、当社が在庫リスクを有している。
- ・財又はサービスの価格の設定において当社に裁量権がある。

当社が取引の当事者であると判断した場合には、当該取引に関する売上高を総額で表示し、代理人であると判断した場合には、当該取引に関する売上高を純額で表示しております。

(5) 追加情報

① 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社の従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

② 業績連動型株式報酬制度

取締役(社外取締役を除く)に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。詳細は「個別注記表1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載しております。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。

また、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える 影響はありませんが、「契約負債」は3.491,404千円増加しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る 計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 棚卸資産の評価
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

仕掛品

11,170,771千円

原材料

3,066,798千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 連結計算書類「連結注記表3.会計上の見積りに関する注記(1)棚卸資産の評価」に記載した内容 と同一であります。
- (2) 繰延税金資産の回収可能性
 - 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

227,583千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表3.会計上の見積りに関する注記 (2)繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大については、その収束時期等を正確に予測することが 困難な状況でありますが、その影響は限定的であり、翌事業年度以降も同程度の影響が継続するとの仮 定のもと、会計上の見積りに重要な影響はないものとして会計処理しております。新型コロナウイルス 感染症の急拡大や長期化するなど上記仮定に変化が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性 があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

5.528.014千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

① 関係会社に対する短期金銭債権

2,081,844千円

② 関係会社に対する短期金銭債務

669.115千円

(3) 期末日満期手形等の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

受取手形

396千円

電子記録債権

29.660千円

(4) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額

5,000,000千円

借入実行残高

3,900,000千円

差引残高

1.100.000千円

(5) 保証債務

子会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社ファシリティ

6.722千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

830,209千円

仕入高

2,492,252千円

営業取引以外の取引による取引高

167,345千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株	式	の種	類	当事業年度期首の 株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の 株 式 数 (株)
普	通	株	式	271,849	33	7,600	264,282

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式(普通株式)には、従業員株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式 203,800株及び役員株式給付信託(BBT)が保有する当社株式58,700株が含まれております。
 - 2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取33株による増加分であります。
 - 3. 自己株式の数の減少は、従業員株式給付信託(I-ESOP)の給付7,600株による減少分であります。

7. 税効果会計に関する注記 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産

研究開発費	47,520千円
棚卸資産	132,720千円
固定資産	29,460千円
減損損失	84,698千円
投資有価証券	6,494千円
関係会社株式	92,282千円
貸倒引当金	82,636千円
賞与引当金	24,449千円
製品保証引当金	59,120千円
株式給付引当金	61,392千円
役員株式給付引当金	37,267千円
長期未払金	18,745千円
確定拠出年金制度移行による未払金	9,020千円
その他	31,320千円
繰延税金資産小計	717,130千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△479,677千円
評価性引当額小計	△479,677千円
繰延税金資産合計	237,452千円
繰延税金負債	
減価償却費	△1,674千円
信託報酬手数料	△7,898千円
その他	△296千円
繰延税金負債合計	△9,869千円
繰延税金資産の純額	227,583千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	プレテック 株式会社	所有 直接 100.0%	製品仕入先 役員の兼任	賃貸収入 (注1)	45,968千円	未収入金	35,401千円
	TAZMO VIETNAM CO.,LTD.	所有 直接	製品仕入先	材料の提供 製品等の仕入	1,816,224千円 1,888,454千円	未収入金	804,988千円
		89.2%	役員の兼任			買掛金	100,632千円
	株式会社 ファシリティ		製品販売先 役員の兼任		1,000,000千円 270,000千円 4,372千円	関係会社 短期貸付金 (流動資産 その他)	1,000,000千円
					6,722千円	関係会社 長期貸付金	300,000千円
	クォークテクノロジー 株式会社		部品販売先 部品仕入先	貸付金の返済 利息の受取 (注2)	16,600千円 1,701千円	関係会社 長期貸付金 (注4)	315,990千円
				貸倒引当金戻入	36,596千円		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格は市場実勢を勘案し、価格交渉を行い決定しております。
- (注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案し、合理的に貸付利息を決定しております。なお、担保 は受け入れておりません。
- (注3) 株式会社ファシリティの銀行借入金につき、債務保証を行ったものであります。なお、債務保証 料は受領しておりません。
- (注4) クォークテクノロジー株式会社への長期貸付金に対し、貸倒引当金270,940千円を計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

963円52銭

(2) 1株当たり当期純利益

120円57銭

(注) 1株当たり情報の算定に用いられた期末発行済株式数及び期中平均株式数は、従業員株式給付信託 (J-ESOP) 及び役員株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期末発行済株式数

262,500株

1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期中平均株式数

265,241株

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「個別注記表1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月16日

タツモ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 川合 弘泰

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 久保 誉一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タツモ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タツモ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び 実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月16日

タツモ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 川合 弘泰

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 久保 誉一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タツモ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連 結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記 表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指 摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月17日

タツモ株式会社 監査等委員会

監査等委員 岡 友 和 即

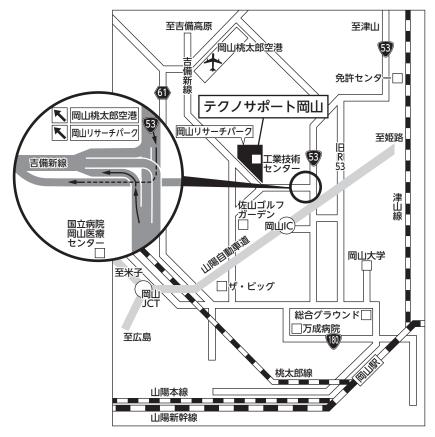
監査等委員 藤 原 準 三 即

監査等委員 石 井 克 典 印

(注) 監査等委員 岡 友和、藤原準三及び石井克典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項 に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場:岡山県岡山市北区芳賀5301番地 テクノサポート岡山 大会議室 電話 086-286-9664



交通 ・岡山駅より

国道53号線から吉備新線を経由して岡山桃太郎空港方面へ車で約25分中鉄バス: 芳賀佐山団地・リサーチパーク行きに乗車、約40分 (下車「工業技術センター」、徒歩約1分)

- ・岡山桃太郎空港より 吉備新線を岡山市街中心部へ車で約10分
- ・岡山ICより 山陽自動車道岡山ICより岡山桃太郎空港方面へ約7分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで スマートフォンがご案内します。 右図を読み取りください。



